

《ご本人の確認に関するお願い》

金融機関では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、犯罪収益移転防止法)に基づき、お客さまが一定の取引を行う場合、本人確認を行うよう義務付けられています。

確認ができない場合には、お取引ができないこともありますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【ご本人の確認】

ご本人の確認が必要な取引	<p>口座開設、貸金庫、保護預りなどの取引開始</p> <p>200万円を超える大口の現金取引</p> <p>10万円を超える現金によるお振り込み、公共料金等の納付(国、地方公共団体への税金等の納付は除く)、自己宛小切手の作成、持参人払式小切手の現金支払(ご自身で現金をお受け取りになるため、ご自身で振り出した小切手をお持ちになる場合は、200万円を超える金額から本人確認が必要となります。)</p> <p>預金口座を通じて10万円を超えるお振り込みを行う場合には、ATM・窓口のどちらにおいてもお振り込みできます。</p> <p>ただし、口座開設の際に本人確認手続きが済んでいない場合には、ATMではお振り込みできないことがあります。</p> <p>これらの取引以外にも本人確認をさせていただくことがあります。</p> <p>(注) 口座開設やお振り込みなどで、ご本人以外の方が来店された場合には、その来店された方につきましても氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。</p> <p>また、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。</p>
--------------	---

	確認事項	提示いただくもの
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	<p>窓口で原本を直接提示いただければ、単独で確認ができる書類等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◦運転免許証</li><li>◦パスポート(なお、住所の記載がない場合は補足書類にて確認)</li><li>◦各種年金手帳</li><li>◦各種福祉手帳</li><li>◦各種健康保険証</li><li>◦在留カード</li><li>◦印鑑登録証明書(預金のお届印に実印を使用した場合)</li><li>◦出入国管理及び難民認定法第二条第六号に規定する乗員手帳(なお、住所の記載がない場合は補足書類にて確認)</li><li>◦住民基本台帳カード(ただし、顔写真があり「氏名」・「住所」・「生年月日」の記載のあるもの)</li><li>◦官公庁から発行され、または発給された書類その他これに</li></ul>

		<p>類するもので、「氏名」・「住所」・「生年月日」の記載があり、かつ顔写真のある書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶操縦免許証</li> <li>・ 猟銃・空気銃所持許可証</li> <li>・ 宅地建物取引主任者証</li> <li>・ 電気工事士免状</li> <li>・ 認定電気工事従事者認定証</li> <li>・ 特殊電気工事資格者認定証</li> <li>・ 耐空検査員の証</li> <li>・ 教習資格認定証</li> <li>・ 国会議員身分証明書</li> <li>・ 運転経歴証明書</li> </ul> <p>窓口で原本を提示いただくとともに、当該取引に係る書類などをお客さまに郵送し、到着確認によってご本人の確認を行う書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦住民票の写し</li> <li>◦住民票の記載事項証明書</li> <li>◦戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）</li> <li>◦上記の書類以外で、官公庁が発行または発給された書類で「氏名」・「住所」・「生年月日」の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮崎市生活保護受給証 等</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引を行う目的</li> <li>・ ご職業</li> </ul>	窓口等で確認させていただきます
法人のお客さま	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 印鑑登録証明書</li> <li>・ 官公庁が発行または発給された書類で「名称」・「事務所の所在地」の記載があるもの</li> <li>・ 外国に主たる事務所を有する法人の場合は、日本国政府が承認した外国政府または権限のある国際機関が発行した書類</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引を行う目的</li> </ul>	窓口等で確認させていただきます
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 定款 等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質的支配者がいる場合にはその方の本人特定事項</li> </ul>	窓口等で確認させていただきます
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該法人の代表者等ご来店された方の氏名、住所および生年月日</li> </ul>	<p>来店された方（取引担当者）につきましても、上記個人の確認資料で氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。</p> <p>また、当該法人のために取引を行っていることを書面等（社員証など）で確認させていただきます。</p>

## 注意事項

確認書類は、有効期限内もしくは提示を受ける日前 6 カ月以内のものに限ります。

法律により、本人以外の本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は禁じられています。

口座開設等でお届けのご住所（所在地）と本人確認書類上のご住所（所在地）が異なる場合は、補足書類（公共料金等の領収書等）で確認させていただきます。（なお、領収日付の押印があるもので提示を受ける日前 6 カ月以内のものに限ります。）

過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業・事業内容等を確認させていただく場合があります。

お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

### 【外国為替取引における本人確認】

「外国為替及び外国貿易法」においても、お客さまの本人確認を行うことが義務化されています。

外国為替取引において、ご本人の確認が必要な取引は次のとおりです。

なお、ご本人の確認事項、確認方法および提示していただく書類については、「国内取引」と同じです。

	個人のお客さま	法人のお客さま
ご本人の確認が必要な取引	10 万円相当額を超える場合のみ確認が必要な取引 ・ 外国仕向送金 ・ 外国被仕向送金 ・ 輸出手形取立、決済 ・ クリーン手形・小切手取立、決済 200 万円相当額を超える場合のみ確認が必要な取引 ・ 外貨両替(現金・旅行小切手) ・ 外貨普通預金入出金 金額にかかわらず全て確認が必要な取引 ・ 輸出手形買取 ・ 輸入取引決済 ・ 為替予約・オプションの締結 ・ 外貨預金口座開設 ・ 外貨貸付	